

平成27年 6 月18日提出

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）の一部を次のように改正する。

第39条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第54条第2項第1号、第60条第1号及び第110条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

附則第4条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）の施行による児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51

号)の一部改正等に伴い、保育所における准看護師の配置に係る特例を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。